

糸島市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第4条—第6条）

第3章 市民と議会の関係（第7条—第9条）

第4章 市長等と議会の関係（第10条—第14条）

第5章 議会運営（第15条—第18条）

第6章 議会事務局等の体制（第19条・第20条）

第7章 議員の身分及び待遇（第21条—第23条）

第8章 見直し手続（第24条）

附則

地方議会は、日本国憲法及び地方自治法に基づき、二元代表制の下、地方公共団体の立法機能及び事務執行の監視機能を併せ持つ議事機関として、政策立案及び提言機能を発揮しながら、地方自治の本旨の実現を目指すものである。

糸島市では、平成25年4月に「糸島市まちづくり基本条例」が施行された。この条例に規定する議会の責務を果たすために、糸島市議会は、市民の意思を市政に反映し、市政の発展及び市民福祉の増進に寄与しなければならない。併せて、より一層市民に身近で開かれた議会を目指し、市民が主役となるまちづくりを、市民及び市とともに進めていかなければならない。

糸島市議会は、今後もさらなる議会改革に取り組み、市民の負託に応えることを決意し、ここに、その基本理念等を定め、議会のあるべき姿を示すために、糸島市議会における最高規範であるこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、糸島市議会（以下「議会」という。）の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会がより一層市民に身近で開かれた議会となることを目指し、地方自治の本旨に基づき市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の増進及び本市の持続的発展に寄与することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

（基本理念）

第3条 議会は、市民を代表する機関として、市民の市政への参画による自治の発展に努めるものとする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、前条の基本理念を踏まえ、次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 市政の主役である市民への説明責任を果たすとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議会の活性化を推進することにより、市民との信頼関係の構築を目指すこと。
- (3) 多様な市民の意思を考慮した政策の実現に努めること。
- (4) 市民の代表として、公正に市政の監視及び評価を行うこと。
- (5) 議決責任を認識し、市政の課題等についての調査及び議案等の審議を行うこと。

(議員の活動原則)

第5条 糸島市議会議員（以下「議員」という。）は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、次に掲げる活動原則に基づいて誠実かつ公正に活動しなければならない。

- (1) 市民の代表として、市民意見の把握に努めること。
- (2) 不断の研さんに努め、市政に関する調査研究を積極的に行うこと。
- (3) 議会活動について、市民への説明責任を果たすよう努めること。
- (4) 議会が合議制の機関であることを認識し、議論による合意形成に努めること。

(政務活動費)

第6条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項から第16項までの規定に基づく政務活動費を、調査研究その他の活動に資するために活用するとともに、その用途について説明責任を負うものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加)

第7条 議会は、市民の市政への参画を推進するために、議会の活動において、市民の参加機会を設けるものとする。

(広報及び広聴)

第8条 議会は、その諸活動についての広報及び市政に関する市民意見の把握のための広聴を積極的に行うことにより、市民との情報共有に努めるものとする。

(請願、陳情等)

第9条 議会は、請願及び陳情等を市民による政策提案又は意見と位置付けるものとする。
2 議会は、より深い審議を行うため、請願者による請願の趣旨の説明の機会を設けるものとする。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係)

第10条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と

独立対等な立場で、緊張ある関係を保つものとする。

(政策等の監視及び評価)

第11条 議会は、市長等の政策等が適正、公平かつ効率的に実施されているかを監視し、その効果及び成果について評価するものとする。

(市長等への資料請求等)

第12条 議会は、市長等の政策等の監視及び評価を行うために、必要に応じて資料の提供又は説明を市長等に求めることができる。

(政策提言及び政策立案)

第13条 議会は、市長等とともに市の政策形成を担う機関として、市の政策水準の向上を図るため、市長等に政策の立案又は改善を求める政策提言及び議会が自ら政策を形成する政策立案（以下「政策提言等」という。）を行うものとする。

2 前項の規定による政策提言等を行うときには、議会は、市長等に対し必要な情報の提供を求めることができる。

(議決事件の追加)

第14条 議会は、市長等に対する監視機能を強化するため、必要に応じて、法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の追加を提案するものとする。

第5章 議会運営

(質疑、質問等)

第15条 議会は、市民に分かりやすい議論を行うように努めなければならない。

2 議員は、本会議又は委員会で質疑又は質問等を行うときには、その論点を明確にして発言しなければならない。

(自由討議)

第16条 議会は、合議制の機関である議会の権能を発揮するために、議員相互間での自由な討議（以下「自由討議」という。）に努めるものとする。

2 議員は、合意形成のための議論に努めなければならない。

3 議長及び委員長は、自由討議に当たっては、議会及び委員会としての意見の取りまとめに努めなければならない。

(専門的知見の活用)

第17条 議会は、議案の審査又は政策等の検討に必要な市政の課題等についての調査のために、法第100条の2に規定する専門的事項に係る調査を活用するものとする。

(委員会運営)

第18条 議会は、機動的かつ専門的に審議及び調査を行うために委員会を設置する。

2 委員会は、委員間の積極的議論により、付託された議案等の審査や市政に係る調査の充実を図るものとする。

3 委員会は、その所管する事務に係る市政の課題について、政策提言等を行うように努めるものとする。

第6章 議会事務局等の体制

(議会事務局)

第19条 議会は、市政の課題等についての調査及び政策提言等並びに円滑な議会活動を行うため、議会事務局の調査及び法制に係る機能並びに体制の充実を図るものとする。

(議会図書室)

第20条 議会は、議案等の審議及び政策提言等に必要の議員の能力向上のため、議会図書室の充実及び活用の推進を図るものとする。

第7章 議員の身分及び待遇

(政治倫理)

第21条 議員は、市民の代表としての職責を自覚し、政治倫理の向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(議員研修)

第22条 議会は、議員の議会活動に必要な能力の向上のために、議員研修の充実に努めるものとする。

(議員の定数及び報酬)

第23条 議会は、議員の定数及び報酬の変更を検討するときは、市政の現状、課題及び将来予測並びに市民意見を総合的に勘案するものとする。

第8章 見直し手続

(見直し手続)

第24条 議会は、この条例の目的の達成状況、市民意見及び社会情勢の変化について検証を行い、必要に応じ、この条例の改正等を行うものとする。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。